

## 四日市市公契約審議会 会議録要旨

- 1 日 時 : 平成29年7月27日(木) 午前10時00分～11時35分
- 2 場 所 : 四日市市役所 7階 部長会議室
- 3 議 題 : 公契約条例の施行状況について
- 4 出席委員: 小林会長、吉田委員、長谷川委員、西川委員、生川委員、鈴木委員
- 5 事務局 : 辻総務部長、駒田調達契約課長、因田調達契約課長補佐
- 6 傍聴者 : なし
- 7 議 事 : 公契約条例の施行状況について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。

### <質疑応答>

#### ○ 委員

ジョイントベンチャー(JV)の工事があったと思うのですが、その工事に携わった方の賃金は上向きになると考えてよろしいのですか。

#### ○ 事務局

それは単独でもJVでも、基本的には変わらないと思います。

#### ○ 委員

誘導員の方が6,600円とおっしゃったんですけど、これは時間数は8時間ですか。

#### ○ 事務局

日額を書きいただいておりますので、8時間のはずです。

#### ○ 委員

書いた方は、8時間という認識の下で書いてみえるんですか。

#### ○ 事務局

そのように理解しています。

#### ○ 委員

一般的に誘導員となると朝から晩までか、あるいはもう車両が入って来ることはないから今日は上がってという感じになるのかな、と単純に考えたんですけど。

#### ○ 事務局

基本的には8時間を1日として書きいただいているという認識です。

交通誘導員さんの賃金にも幅があり、繁忙期になると探すのが大変なくらいで、たぶん安い方は学生アルバイトなどを使ってるので、こういう安い賃金が出てくるんだと思います。実際に正社員で働いてみえる方は1万5千円くらいは出さないと来てもらえないという状況もあるとお伺いしてるところです。

○ 委員

労働環境チェックシートをどう思うか聞いてみたんですが、業者さんにとって最低単価を書かされるということは、たまたまその人が学生アルバイトであったりとか、何かの理由で安くやってもらえるというところを書くことによって、それでいいんだというふうに思われないかと、非常に心配しておられます。書く方としては、たまたま安い金額でやってもらってるだけなのに、最低単価を書くことによって、元請がそれを基準に積算されたら困るなど、そういう想いをされています。

商工会議所代表として来てますので、建設部会の電気設備さんや資材の方にも、上の方のかただけですけどアンケートをしたところ、やはり入札制度全般として、今こういったチェックシートのことを導入されている所が増えてきたというお話もあったんですが、そういうところと予定価格の事前公表との兼ね合いを調べてもらえないかと。事前公表をしていてチェックシートもすると、逆に締め付けになってしまわないかなど。予定価格の事前公表で、しかも最低制限価格が比較的推測しやすいので、皆さん最低制限価格で落札される。そうすると役所としては地域の下請けをなるべく使うようにという指導もされてますので、このくらいの金額でお願いしますというふうに言われてしまう。ということで結局、逆に賃金も伸びないということになってしまうんじゃないか、逆の効果になってしまわないのかなど。

我々は別の機会でも予定価格の事前公表は色々と問題がありますと、見積りをしない業者が適当に掛け率だけで入れてしまって、取ってから何とかなるという業者が出てきますよと言ってるんですけど、そういった労働賃金の面でも事前公表の問題点があるのではないかという指摘がありました。

○ 事務局

予定価格の事前公表については色々な議論があり、土木と建築でも状況が違うんですが、建築の業者さんの場合、自分のところで積んできた中で、それでもまだうちの出している予定価格に合わない、それよりも見積りは高いという状況があり、かなり官積算は安いというご指摘もいただいでいて、参加者も少ない。

○ 委員

特に建築は参加者が少ない。その理由として予定価格から最低制限価格が割り出されるんだけど、最低制限価格で取った場合に利益が残らない。県とか国の場合だと最低制限価格、もしくは低入札調査価格で取っても利益が残るが、四日市市の場合は最低制限価格で取ると全然利益が残らないということで参加者が非常に少ないと思います。

きちっと見積りをしない業者の方が、ある意味積極的に行って、きちっと見積りする業者は、最低制限価格で取ると利益が残らないから参加しないのと、土木と違って建築の場合は図面に基づいての施工ということで、変更が認められにくいということによるリスクがある。これら2つの面で非常に参加者が減っているのかなど考えます。

○ 事務局

土木は契約書に数量をまいているので変更できて、建築は図面契約しているのでなかなか変更はできないという、これは私どもだけでなく国の方も一緒の形だと思うんですけど、そこで国の方も昨年度から土木と同じように参考数量書に基づいての変更ができるような形で試行を始めてます。これについては市の方も合わせて対応をさせていただいて、正当な変更に基づく数量などは認めていく方向では進んでいけると思います。

土木の方は、最低制限価格を割り出すためのソフト等もあり、事前公表、事後公表に関わらず、他の自治体を見ても、事後公表しているところであっても割り出されてしまう。事前公表してなくても参考数量が出てますし、単価も公になってますので、それを入力するだけで出てしまうということで、結局は事前公表、事後公表に関わらず並ばれる傾向があり、我々としても頭を悩ましているところです。

新潟市は最低制限価格で並ぶということで事前公表から事後公表に変えたんですが、結果は事前公表していた時と一緒に、30者なり40者が最低制限価格で並ばれるという状況になってます。妙案があればということで、いつも頭を悩ませておるという状況です。

○ 委員

表の見方で一つ教えてほしいのですが、何ページでも良いのですが、業種の下のカッコ閉じというのは、平均の単価ですか。

○ 事務局

これは三重県が示している労務単価です。

○ 委員

横の列はそれぞれの業者さんが出してきた金額ということですね。

○ 事務局

そうです。

○ 委員

そうすると随分と安目という感じの単価が多くみられますけども、市の見積りは平均でみるのですか。

○ 事務局

設計は労務単価を使っています。ただ先ほど言われたように最低制限価格、今ですと予定価格の90%に近いんですけど、たぶん参加者さんとしては、予定価格の9割くらいを見込んで応札しますので、当然それに伴って実際に落とした価格に対応すると9割ぐらいを入れてくるのかなと思います。

○ 委員

格差が大きいところに指導はできないのですか。

○ 事務局

開きがあっておかしいなというような場合は、何故この単価なのですかというヒアリングをします。

一番最後のページにある業務委託などは、最低賃金で作業員さんを臨時で雇われるケースが多いので、特に最低賃金が上がる時期には、当然下回ることも出てくると思うんです。例えば今年度800円で雇っている人は10月1日には最低賃金を下回りますね、その時には是正してくださいということで、お呼びさせていただいています。

○ 委員

去年からではありましたが、時間の経過とともに人手不足が止まらない。我々の業務委託のみならず様々な産業において、とにかく人が足りない。1週間ほど前に人材派遣会社の方から電話連絡をいただいて、どうされましたか？と言ったら人を出してくれないかと、僕に言ってもらっても仕事も人もいませんと。

僕らのビルメンテナンス業者としましては、お掃除と設備と警備とかもやらせてもらってるんですけど、警備業だけを専門でやられている事業所さんに聞いてまわると、とにかく足りない。先ほども出ましたけど工事がかち合い、直近で何名配置してくれと建築屋さんからオーダーがあっても、対応ができないから断らざるを得ないという状況で、去年から益々酷くなってきております。

もちろん公共職業安定所さんからの募集や、求人広告での募集などを以前からやっているんですけど、それでは全く追いつかない。どこの事業所さんでも人が足りていない状況をどうしていくのか。人に来ていただいている形である以上、ここからしっかりやっていかないと、お仕事をいただいても人が出せないというふうな状況です。

今年に入ってから、今までやらせていただいていたサービスが人手不足で供給できなくなってしまったというような案件もありました。ただ以前から近隣の事業所さんに人を短い期間だけ応援に回らせてもらう形でやっておったんですけど、本当にもう、その瞬間瞬間だけでは全然足りなくて、かつ今ある人材派遣会社さんに発注するというのでは全然採算が合わないの、近隣の同業とか近しい業者さんと人材派遣会社を新しく立ち上げるとか、ただし立ち上げると言っても皆が足りていない状況ですから、それをいくつかの業者さんでお金を出し合って立ち上げても、それが果たして上手くいくのか。

あとは、今後の人手不足をそもそも解消するには、ここいらの事業所さんで合併をしてやっていこうかというような話も、ちょっと聞いています。

国内全体、東京オリンピックに向けてはそうなんですけど、賃金の問題があります。今年も最低賃金が25円上がると出ました。現状、四日市市さんからは我々の産業に対して複数年度契約で多くお仕事をいただいておりますけど、一番最初の入札の時から3年経ってしまう。その時には最低賃金が、今の感じでいくと25円ずつ上がっていきそうです。多くは春から始まって、その半年後には25円上がってくるというのが政府の見解としてもこのような形で行くであろう。では3年後には75円上がるなかで、その積算をしたのは3年前なんです。3箇年の複数年契約は管理会社としてはありがたいんですが、今となっては3年後の賃金が怖くて仕方がないです。

当然、最低賃金額の上昇とともに他の金額、保険料だとか、公共交通機関も上がるとなると、委託金額を部分的にでも見直していただけるような制度というのを、何か形にしていればやり易いのではないかなという思いがあります。取り急ぎ私からはそれだけです。

ただちょっとすいません教えてください。先ほどの土木工事は変更がし易いというのは、どういうことですか。

○ 事務局

土木工事の場合は、全て参考数量書で、例えば土を掘るのは何立米と契約書に書いてあります。それで、掘った結果として増えていけば、その増えた分はみてもらえる、契約書に数量がありますので。

○ 委員

そのような文言を、我々の業務委託などにも、変動があってもみませんという表現のはあるんですが。土木では処分した量に多少の上下があるのは確かです、測量もしたうえで見積りと入札と契約書が発効され、増えていたら確かにそれはみてもらえる。では後から賃金を上げろと国の制度として出たものに対して、上げさせていただくのはもちろんですが、そのことについて業界内で意見がありました。

○ 事務局

確かに建設工事の場合、特に賃金は毎年上がっていけば、特例措置という形で上げなさいという通知が国土交通省から来ています。

○ 委員

四日市市の公契約制度において、そこを国より先駆けて考えていただきたい。

○ 事務局

業務委託も、賃金ではないんですが、例えばこの範囲で掃除してください、この範囲で契約ですとなっているのが変わった場合には契約変更をしています。

○ 委員

そうなんです。ですから最低賃金の上昇に伴う場合も、例えば甲乙協議の上でという文言でお願いしたい。

○ 事務局

業務委託でも、契約当初と比較して何%上がったら上げるとかですね、本当に長期の契約のものには含んだりします。今回ご意見をいただいて、すぐにやりますとは言えませんが、検討はさせていただきます。

○ 委員

長期契約という、クリーンセンターですか。

○ 事務局

そうです。例えば20年契約ですと当然物価の方もかなり変わりますし燃料とかもありますので、契約した当初と次の年度の物価を見て、1.5%とかを上回れば変更します。ただしそれ以内だと見ませんという契約になってます。たぶんそれくらいの長期契約だと皆さんそういうような形というのは結構あるかと思います。

これまでは、ここまで賃金が上昇することがなかったので、それほど問題になっていなかったのかなと思います。この2年で50円も上がることになると、特に人件費がほとんどの業務委託では影響が大きいと思います。

○ 委員

複数年契約の総合管理でやらせていただきたいというのが、そもそもだったんですが、本当に今年に入ってから、主たる3つのサービスをお掃除、警備保安業務と設備の保守管理なんですけど、まとめてやらせていただくより、分けて出してもらった方が良いのではないかと。何故かという、今までこのサービスを供給できていたのに、突然人手不足でできなくなったというケースがありましたので。

○ 委員

2ページの業務委託のところなんですけど、これは、この金額でまるっきり運営をお願いしますということですか。

○ 事務局

そうです。

○ 委員

年間の金額ですか。

○ 事務局

表の上2つは3年契約で、下の2つは1年契約です。

○ 委員

学校の跡地利用ですから、もともとは市の職員が行っていたということですね。

○ 事務局

学校の職員がおりましたので。

○ 委員

今はある程度は民間でということですか。

- 事務局  
市の施設ではあるんですが、学校のように教職員が常駐していないので、清掃や管理は委託してます。
- 委員  
先ほど委員からお話のあった労働環境チェックシート感想について。最低額を書く  
と入札の積算の前提になってしまうのではないかと、というご懸念をされている業者さん  
もおられるという話がありましたけど。
- 委員  
入札というか、元請業者が下請業者に発注する時の基準にされてしまわないかという  
意味です。
- 委員  
そういうことなんです。そうすると、その下請業者さんは提出する時に元請を通じて提出されるから、その金  
額がそのまま分かってしまうから、ということですね。  
今の仕組みだと、それは避けようがないということになりますね。
- 委員  
もう1つ、集める煩雑さというのもあって、市で直接集めてもらえば良いかもしれな  
いけど、それはものすごく煩雑になるので、元請責任で。しかも1次下請だけでなく2  
次も3次も元請責任で集めなきゃいけない。つまりその裏表の話で下請さんからすると、  
元請に金額が分かってしまうので、それを値切られる材料にされないかという不安を持  
っているということです。
- 委員  
今の仕組みでは、そういう心配をするお気持ちも分かるし、やむを得ないということ  
ですね。  
例えば市に直接、各業者が入力する、といったことができればいいけど、そこまでの  
仕組みを作るのは大変ですよ。
- 事務局  
下請業者と四日市市の間には直接の契約関係がないので難しいですね。
- 委員  
把握しきれないですね。
- 会長  
元請業者に集めることをお願いしているのは、業務上の煩雑さということが主な理由

ですか。それとも例えば元請業者から下請業者に、ちょっと安過ぎるのではといった指導もしてもらおうという意図があるのですか。

○ 事務局

その意図もありますが、実際には安ければ私どもの方から直接お伺いさせていただくという形にはなりません。

○ 会長

例えば、元請業者は集めるだけで、市に提出するだけですのでということであれば、封をしてもらって中はチェックしないということにすれば、下請業者の懸念は払しょくされますし、逆に封がされているから元請業者も経由するだけであれば、煩雑さも多少は解消される。

○ 委員

封がしてあれば未記入でも分からないですね。

○ 会長

未記入のものが提出されると困りますね。

○ 事務局

条例には、元請責任として下請業者に制度を説明しなければならないことになってますので、そこを放棄してしまうことになるような運用はどうかと思います。

また、私ども市とは直接の契約関係にないので、聞いてもらえない恐れもあります。当然、元請業者と下請業者の関係であれば契約関係にあるので、是正というのも直接できるのではないかとも思います。

○ 委員

そうすると、現行の仕組みだと下請業者が元請業者に見られることを前提にしているので、本当の金額を記載していない可能性もあるということですか。

○ 事務局

見させていただいている感じでは、正直に書いていただいているのかなと思います。

○ 委員

そこを確認するような仕組みはないですね。

○ 事務局

確認はしてないです。

○ 委員



本当に人手不足が深刻な中で、予定価格の9割ぐらいで決まることが多い。そうすると予定価格の前提として、今日示していただいた2ページの労務単価を元に算定しているとする、四日市市さんが前提として積算した時の人数通りで工事をする場合には、この労務単価の9割しかお支払いできないという状態で、業者に工事をいただくということになって、それでも民間で需要があまりない時には、色々と工夫して参加人数も多く順調にいったかもしれませんけど、これだけ参加人数が少なくなっている中で、入札に来てくれる業者さんも、信頼されて競争力のあるところは民間の工事をどんどん受けてしまって、というような傾向が、もしかして出てきているのだとする、四日市市の発注した工事の品質が十分保たれるのかという問題も出てくるのかなと思えます。

また、結局四日市市さんは労務単価を押し下げようような効果を、大袈裟に言うと、むしろ民間の方が高く受注できて、市だと下がってしまうような結果になってしまっているのだとする、予定価格を決める時に、もう少し安定した、今の時代に合ったような、結論から言うと上げるような算定はできるのですか。

○ 事務局

土木と建築でやり方が違うんですが、どちらかという土木は国の示した金額があり、それを積んでいけば利益は上がるような形になっていて、建築はどうしても見積りとか、あと仮設工というのがあって、数量をいちいちはじき出してないんですね。四日市市の場合は一式という形で出しているんで、そこが業者さんの考えているものと四日市市が出している設計との差異、たぶん人件費はそれほど差異はない、たぶん9割で落としていただいても人件費自体は良いと思うんですけど、それ以外の仮設にかかる部分とかが合わないと思います。

○ 委員

そうすると予定価格の9割ぐらいで落ちるとしても、人件費の部分がネックで参加者が減っているわけではない。

○ 事務局

それ以外の部分が大きいです。

○ 委員

特に建築工事は時価に左右される要素が大きく、それが清算対象ではないということになってます。これは四日市市だけの問題ではないんですが、我々の感覚としては予定価格を100とすると、プラス・マイナス5%くらい、95%~105%くらいで落札できたらいいのですが、予定価格が上限で、そこからマイナス10%、90%~100%の間で落とすこと自体、本当は違うんじゃないかと。100が予定価格で標準とすると、プラス・マイナス5%くらいが妥当なところじゃないかと。そうするとデフレの時もインフレの時も両方に対応できるんですけど、今の100を基準に90までだと、デフレの時は良いけどインフレの時には対応できない、そういう考え方です。

- 事務局  
入札の場合は上限拘束制ですので、予定価格を超えることはできません。
- 委員  
105%を予定価格にすることも、できない？
- 事務局  
変更対応がそこでできれば問題ないのかなと、人件費が上がれば特例措置というのがあって、上がった分は当然上げさせていただく。材料費が上がれば当然その材料費も上がるという仕組みがありますので。ただし、そこが建築工事はまだ土木工事に比べて、確定要素が少ないというか、一式となっており数量が明確に出ていないところがあるので、そこは国の方では是正をしておりますので、それに伴って市の方もと考えております。
- 委員  
そうすると業務委託にも、先ほどのお話ではないわけですね。
- 事務局  
業務委託にはありません。
- 委員  
それを四日市市が先行してはどうか。
- 事務局  
特例措置は、東北の震災の影響で人件費が2割、3割と、どんどん上がっている時期があり、全然工事費が追いつかないし人も来ないという状況になったことから、措置されるようになったものです。  
これまで過去何十年とスライド契約というのはなかったと思うんですが、物価が上がって、北京オリンピックの時に少し資材が上がったんですが、それくらいで、それまではオイルショックまでは無かったと聞いてます。それが震災以降は毎年毎年労務単価も材料も上がっていて、特例措置やスライド契約で物価スライドさせるという契約も増えてますので、なんとか情勢に応じたような形の入札契約の制度に、というのをやっていると  
ころです。
- 委員  
労務単価の表なんですけど、解体工事の解体作業員のことが書いてないんですけど、これは新規に公表されなかったということですか。
- 事務局  
解体工という許可が新たに増えましたけど、まだ労務単価の中に入っておりません。

たぶん「とび工」と同類になるのかなと思います。

- 委員  
平成28年度まではなかったということですか。
- 事務局  
平成29年度もないのでこれが最新の表となります。国が示しているものを三重県の単価表に置き換えて出していますので、国でも工種は増えていないということになります。
- 委員  
チェックシートの中に解体はなかった、とびの中に入っているということですか。
- 事務局  
業種としては「とび・土工」が解体をつかさどってますので、そちらの賃金単価に含まれているという形になります。
- 委員  
次のときには解体が別になるということですか。
- 事務局  
国が工種を分けて賃金をみれば別になりますが、今までの通り賃金は「とび」と一緒というのであれば変わらないと思います。
- 委員  
分かりました。  
これは建設業法に基づいた話ではないんですね。
- 事務局  
建設業法に基づいた業種割ではなく、あくまでも設計に用いる労務単価のためのものです。
- 委員  
建設業法で考えると、誘導員や警備員が一緒というのがなぜかなと思います。
- 事務局  
あくまでもこれは積算をするために必要な、当然工事には誘導員が必要ですので、誘導員の人数を入れてという、あくまでも積算に用いるものです。
- 委員

労働報酬下限額もそうなのですが、建設業という括りで考えてもらわないといけないのかなと思います。業務委託等と一緒に考えてしまうと、話がおかしくなってしまうので、あくまでも労働報酬下限額に関しては建設業に限ってのことなんだと、そこだけ理解していただきたい。

建設業では派遣は駄目だということをご存知ですよね。その取り締まりというのは特にはないですか。それは全部元請責任ということですか。

○ 事務局

元請責任以前に建設業で派遣を使っているということになれば、その会社は業法違反をしているということですので、三重県の許可を受けてみえるところなら三重県の建設業課から指導が入り、当然営業停止とか、是正勧告とかという措置が出ます。

○ 委員

特に東京オリンピック関連の工事などは凄い人手が必要ですから、ひょっとしたらそういうこともあるんじゃないかなと思うところです。

一部の労働団体などでは、そういうのをなくしようという感じで、現場で出たという話も聞いてます。

○ 事務局

全然関係ないかもわかりませんが、市も保育園などで保育士免許を持った人を非常勤で雇ったりするんですが、ゼロ歳児ですと3人に1人の資格者が必要なんですが、人が足りない。そこで時給単価を上げたところ応募は増えます。しかし違う問題が発生しまして、単価を上げると、いわゆる収入を一定の範囲にして生活されたいという人は、単価を上げた分日数を減らすんです。つまり単価を上げたがために、また人探しをするということが起こってます。

○ 委員

主婦の方とお話しすると、だいたい扶養家族に入るために制限することを考えてみえます。その壁を取らないことには、何ともやりようがないと思います。

○ 委員

まだ公契約条例を制定しようというムーブメントは続いているんですか。

○ 事務局

昨年も7つの自治体で制定されてますし、今も私どもに多くのアンケート調査等が全国から来ますので、動きというのはまだまだあると思います。

○ 委員

建設業界について言えば、10年くらい前のどん底の時代の少し前くらいから、非常に価格競争が激しく、安い金額で落札して、それを下請業者に転嫁され、さらに下請業

者がいろんな労働者や職人さんを安い賃金で使ってるんじゃないかということと、連合さんがそういう問題を取り上げて政治問題化して始まったと思うんですけど、今は大きく環境が変わってきてはいるんですが、まだそういったものは継続しているんですか。

○ 事務局

動きとしてはまだ十分あります。

確かに言われるように、どん底からは上がってきて、賃金も上がってきてます。なかなか効果は見えづらいと思いますが、こういった条例を作ること自体は、まだ多くの自治体で検討していると思います。

○ 事務局

ちょっと認識が違うかもしれませんので、お伺いできればと思うのですが、いろんな労働団体さんの主張を見てますと、今は上がっているけども、こういう時だからこそ、というのを見たことがあるんですが、その辺りの認識はどうなんですか。

○ 委員

春闘で毎年取り組みをしてきていますが、春闘の定義では物価が上昇しているかとか、景気の動向とかも踏まえての賃金要求です。

民間企業であれば、会社の利益が上がってないのに上げるのはどうか、というように組合も理解を求めようと思えば、できないこともないというのが現実です。

ですから、むやみに何でもかんでも上げるのがあたりまえだ、ということは言いません。世の中との整合性というか、そんな感じだと思います。

ただ、これに関してどうかと言いますと、コメントが難しいところはあります。

○ 委員

企業内労組はそれでいいのかも分かりませんが、我々は企業とは全然関係の無い労働組合ですから、けっきょく下請けになるわけです。お金がもらえないということは賃金がもらえないということになり、これが従業員なら刑事事件になるわけなんですけど、一人親方というのは請負ですから事業主ということになり、どこにも救う機関が無いんです。労働基準監督署というのは従業員のためにあるような所で、労働者のためにあると表向きは言ってますが、正社員のためにあるような所で、一人親方という事業主に関しては何も助ける手だてがないんです。だから公契約条例とか、そういったもので労働環境等を何とか守れるようにしていきませんかという、そういう想いです。

以前、市長の議会答弁等で訴えられるかもしれないからやらないというような認識があったかと思うんですけど、今は労働報酬下限額を規定した条例がけっこう出てきていると思うんですが、訴えられてるところってあるんですか？ないですね。誰が訴えるのか分かりませんが。

○ 事務局

先ほど参考資料でご案内させていただきましたように、この1年間で労働報酬下限額

を規定した条例を制定したのは、越谷市だけとなっています。

○ 委員

東京の方で、今までは労働報酬下限額の規定が無かったんだけど、新たに規定したという所があると思います。それと奈良市がやると聞いてます。

○ 事務局

奈良市は平成27年4月1日に施行されてます。

○ 委員

先ほど、労働報酬下限額が規定されているケースで訴訟があるかどうかという質問がありました。私もそのような訴訟が提起されているかどうかは知りません。

支払われた報酬が、条例で規定された労働報酬下限額を下回っていたとしても、その支払額と下限額の差額について、労働者に民事上の請求権があるのかどうか、行政法上の違反があるからといって民事上の請求権が存在すると言えるかどうかという問題があります。

その点の一つの争点になると思います。勇気をもって挑もうという方もいるかもしれませんが、請求権を認める判断はなかなか出ないのではないかと思います。

○ 会長

委員がおっしゃった、途中で条例を改正して労働報酬下限額を規定したというところはあるんですか。

○ 事務局

高知市がそうです。議員発議で条例改正してます。平成24年に公契約基本条例で施行したのを、平成27年10月に公共調達条例に改正されています。

それと、先ほどの奈良市は労働報酬下限額は規定していません。

○ 事務局

労働報酬下限額を最低賃金で設定してしまうと、そこまで落とされてしまうという可能性があります。

○ 委員

最低賃金は本当に必要なんですけど、本当に最低賃金で生活できますかということの問いかけと、生活保護と比較して低いようなら意味がないと思います。

ただし、家内がパートで行ってますという状況の最低賃金と、シングルマザーで一家を支えてるという状況の最低賃金では、重みが全然違います。

○ 事務局

熟練工と見習いを一覧表で見てもなかなか難しいところがあると思うんです。見習い

の賃金を最低賃金にすると、熟練工をそこまで下げてもいいのかということもあるし、熟練工からすると見習いにそこまで払わなければいけないのかということになる。

○ 委員

アベノミクスになってからは最賃の上がり方が半端じゃないですね、20年前でしたら1円、2円を3、4回は労使で話し合いをし、800円が夢の数字でした。しかし今や1,000円に届きそうです。最低賃金が1,000円で、屋上屋を重ねる話になって、もう不要ではと思ってしまいます。

○ 会長

ちなみに四日市市は市長が条例を制定すると言って始まった話でしたが、市長が変わられて、新しい市長は公契約条例についてはどういう認識でおられるんですか。

○ 事務局

議会でも言ってますが、まず基本認識として地元でできるものは地元でやっていく、もちろん地域で雇用の場もありますし技術力もしっかり地元でつけないといけない。そういう基本スタンスで入札制度も改革していくべきだ、というのを基本的な姿勢として強く持っておられます。

その中で、大きな含みの中での公契約ということですので、これも必要であるし重要だという認識ですので、これはもういいんだということもありませんし、必要なことであると思います。

ただ、これはまだきちんと市長の考えを聞いたわけではないですけども、整理すべき課題はあると、その辺を整理した上で意見なり具申していかないといけないとは思っております。最低賃金へ誘導することになっては困りますし、やはり整理すべき課題はあると考えます。

委員がおっしゃられたように、条例の法律上のことも実際にはまだ判例がたくさんあるような、固まったものでもありませんし、その辺もきちんと見極めていかないといけないと思います。

○ 会長

ではこれでお開きとさせていただきます。ありがとうございました。